

令和8年2月17日

株主及び債権者 各位

大阪市中央区淡路町二丁目5番11号
極東開発工業株式会社
代表取締役 布原達也

合併公告

当社は、令和8年4月1日を効力発生日として、当社（大阪市中央区淡路町二丁目5番11号）を吸収合併存続会社とし、極東開発パーキング株式会社（大阪市中央区淡路町二丁目5番11号）を吸収合併消滅会社とする合併を行うこといたしました。これによって効力発生日をもって、当社が極東開発パーキング株式会社の権利義務全部を承継して存続し、極東開発パーキング株式会社は解散することにいたしましたので下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法第796条2項、極東開発パーキング株式会社は、同第784条1項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併することを決定しております。

また、当社は極東開発パーキング株式会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第796条3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面にてその旨をお申し出下さい。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内にお申し出ください。
3. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(極東開発パーキング株式会社)
官報・令和8年2月17日発行第33号・号外